

環境影響評価審査会 兵庫県環境影響評価制度のあり方検討部会（第1回）会議録

- 1 日時：平成24年1月27日（金）10:00～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館7F「鶴の間」
- 3 議題：
 - （1）兵庫県環境影響評価制度をとりまく情勢
 - （2）主な検討事項の方向性と論点
 - （3）その他の事項について
 - （4）今後のスケジュール案について
- 4 出席委員：山下委員（部会長）、小谷委員、西村委員、花田委員、山口委員（会長）、
山中委員（副会長）、辻委員
- 5 兵庫県：環境管理局长
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 配付資料
 - 資料1 諮問文（写し）
 - 資料2 兵庫県環境影響評価制度の概要
 - 資料3 改正環境影響評価法について（総会時配付資料）
 - 資料4 環境影響評価法 改正後のフロー（ 〃 ）
 - 資料5 環境影響評価法と環境影響評価条例の手続きの流れ（ 〃 ）
 - 資料6 環境省における基本的事項改正の検討状況
 - 資料7 環境影響評価法改正事項への対応の方向性について（素案）
 - 資料8 各方向性のメリット／デメリットと論点（素案）
 - 資料9 その他の検討事項について
 - 資料10 今後のスケジュール（案）
 - 参考資料1 戦略的環境アセスメント（SEA）制度について（総会時配付資料）
 - 参考資料2 改正アセス法における計画段階配慮書手続きとSEAガイドライン（環境省）、PIガイドライン（国交省）、SEA答申（県）のフロー図比較
 - 参考資料3 計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方について（平成17年9月21日、環境影響評価審査会答申）
- 7 議事概要
 - （事務局が資料1により諮問内容について説明）
 - （事務局が資料2～6により兵庫県環境影響評価制度をとりまく情勢について説明）

<計画段階環境アセスメント>

- （委員）以前の答申による計画段階アセスメントは、なぜ今まで試行できなかったのか。
- （事務局）これまで試行の対象となる案件がなかった。豊岡道路（豊岡南～豊岡）は国事業でPIガイドラインで行っており、試行できなかった。

(委員) 2つの方法が並行してできなかったということか。

(事務局) 答申の計画段階アセスメントは、PI ガイドラインのような計画プロセスにおいて、環境サイドからものを言う仕組みになっている。豊岡道路（豊岡南～豊岡）は事業者が国であり、試行の協力を得るのは難しかったようだ。

(委員) 以前の答申の計画段階アセスメントは、民間事業には適用しないということか。

(事務局) 答申の5ページに民間事業など実施が困難なもののことが書かれている。

(委員) 試行をするのは、県の事業を考えていたと思う。

(委員) 後でも議論になると思うが、民間事業だったら計画段階を捉えるのが難しい。道路とか公共事業だったら、計画が捉えやすい。

(委員) 法は民間事業も対象としている。

(事務局) 法では、事業特性に応じてという表現で民間事業に配慮がなされる。

(委員) アセス法が民間かどうかをあえて言わないのは、法アセスは許認可と合わせたアセス制度であるので、ある程度コントロールができることがある。県アセスの時はどうかというのが今後の議論になってくると思う。

<電子縦覧>

(委員) 電子縦覧を行うと、紙は省略できるのか。両方なのか。

(事務局) 正式な縦覧は紙で行う必要がある。

(委員) 紙の場合、縦覧場所に行かないと閲覧できない。電子縦覧にすれば、24時間、休日も問わず、どこにいても閲覧できる。

(委員) 利便性も向上する。

(事務局が資料7～8により法改正事項への対応の方向性について説明)

<条例による上乘せ>

(委員) 条例対象事業の事後監視調査については、これまで報告書の作成をやってきたから、今回、公表もやりましょうということだろう。問題は、法アセス対象事業についても、いわば法律に上乘せするような事後監視調査を、条例アセスと同じようにするかかどうかだと思う。

(委員) 条例は法対象事業を除外してきたが、その原則をもう崩してもいいのではないか。環境の場合は上乘せも当然の措置である。計画段階アセスの試行についても、案件が無かったらあるようなものにすればいい。ただ法だけを満足すればよいというものではない。

(委員) その意見に賛同する。資料で、メリット/デメリットを分けているが、誰にとってのメリット/デメリットかというあたりが重要になってくる。項目によっては、かなり重いものも入ってくるので、事業者の負担も考えないといけない。

(委員) 法が改正されてSEA が設けられた以上、今後の方向性として、案2の「H17 答申の試行継続」は合わないと思う。また、案1のように、条例対象と法対象でやり方を分けるのはいいのかどうか。

(委員) 法と条例を一体化するのであれば、案3の法の計画段階環境配慮書手続きを設け、第

- 2種事業のように、実施するものとししないものをつくるかどうかだと思ふ。
- (委員) 民間事業は難しいという論点もそういうところについてだろう。
- (委員) 仕組みとしては法律の配慮書手続きと同じようにできるだろう。ただ、条例対象事業全ては難しいというイメージである。
- (委員) 法と条例ではそもそもどう違うのか。
- (事務局) 条例の方が、対象事業種の数が多く、規模が小さい。
- (委員) 規模の小さい条例の方が法よりも厳しくなるのは、問題ではないか。法にも上乗せできるのか。
- (委員) 法対象事業と条例対象事業を分けて考えないといけない。
- (委員) まずは条例対象事業に対する手続きを考えるのがメインである。条例対象事業の対応はこれまで県としてやってきたレベルを下げるわけにはいかないし、より前に進める方向での対応を考えるのが基本的な方向である。2つ目は法対象事業をどうするか。法で決まっている対応に、県条例でどういうパーツについてどこまで上乗せができるのかを考える必要がある。事後監視調査について上乗せは問題ないだろうが、計画段階配慮書の手続きの上乗せはできるのか？
- (事務局) できるという通知が環境省からあった。
- (委員) 各都道府県の条例が法律を上乗せしていく形にして、法律にある種のプレッシャーをかけるのは条例の役割でもある。
- (委員) 上乗せといっても、法律の内容は変えられないから、それにとまなう手続きぐらいだろう。兵庫県版SEAを法の配慮書に置きかえるというのは無理だろう。
- (事務局) 法と条例の関係については、法律に規定されている。
- (委員) すそ切りをさげたり、SEAの対象を広げたりするのはできるのか。
- (事務局) 法に無い事業種についての横出しや、法に無い手続きで公聴会の開催などの上乗せはできる。

<計画段階環境アセスメント>

- (委員) 手続に関する上乗せは従来から、公聴会などである。配慮書について、案1については、現行の神戸市がこのやり方である。実績についての情報があれば議論がしやすい。今日の話だと、法律と条例で違うやり方というのはないのではないかと。計画段階での環境配慮書は、案3でいくとして、法律と同じような手続を書きこむ必要があるか。ただ、案1の事前配慮のやり方については、そういうやり方をしているところをじっくりと情報を見て検討したい。
- (委員) 大阪府もしているのではないかと。
- (委員) その辺りを調べていただきたい。
- (委員) 日本型SEAというのは、環境省で用いられる言葉か。
- (事務局) そうです。
- (委員) 配慮書に対して、意見を言う機会が無いのはよくない。
- (委員) 住民の意見が抜けてしまうのはよくない。

<電子縦覧>

- (委員) 著作権のことだが、縦覧図書のコピーはできないのか。
- (事務局) 事業者の理解が得られないとできない。
- (委員) ダウンロードや印刷ができると個人的に所有することになる。
- (委員) 法はダウンロードやプリントできるようにしているのか。
- (事務局) インターネットその他の方法により公表せよとなっている。ダウンロードや印刷の可否は事業者によると思う。
- (委員) 公表とは見ることができるということまでだ。
- (委員) 閲覧して手書きで書くのも、画面を見ながら書くのも同じではないか。著作権でしばられるのか。
- (事務局) 複製権がある。図書館で本をコピーできるのは、著作権法の例外規定に書かれているからできる。情報公開法もそうだ。情報公開請求の場合は、例外規定があるので1部コピーして提供できる。しかし、それをばらまくことはできない。
- (委員) 情報公開請求では複写を提供してもらえるのに、なぜ初めからできないのか。
- (委員) 県が事業者から提出してもらって、県が紙媒体で縦覧すると同時に県がHPにあげることとはできないか。
- (事務局) 事業者が自分の会社のHP以外に、県のHPにあげてを指導することはできる。
- (委員) もしダウンロードができるとなると、紙媒体のコピーもできないと整合性がつかない。
- (委員) コピーができないのは、事業者が嫌がっているからか。
- (事務局) 事業者に了解を求めたが、断られた例もある。
- (委員) コピーライトというのは使用目的によるのではないか。金銭的利益を得るなどしなければいいのではないか。
- (委員) 著作権が壁になってコピーもダウンロードもできないという前提で検討しないとけないのか。紙媒体と電子媒体の扱いは整合させる必要がある。
- (委員) 環境情報に著作権はないのではないか。環境情報を開示するとそこで放棄したことにならないか。
- (委員) 事業者が公表しておいて、嫌がっているというのも理解できない。無料で提供するというのに抵抗あるなら有料にすることも考えられるのか。
- (委員) 貴重種などの情報は守る必要がある。
- (委員) 開示した時点で、オープンになるのではないのか。
- (事務局) 著作権法について、整理して次回に提示する。
- (委員) ダウンロードして商業的にしようすれば問題になると思う。著作権については、我々解っていないので、もう少し検討が必要だ。我々としては、現行の紙媒体の公表についても、見るだけでなく、部分的にコピーできるという方法、電子媒体になったとしてもプリントアウトできる方法を考えていきたい。しかし、著作権が壁になるなら仕方ない。

<説明会の開催>

- (委員) 説明会は事業者が開催するが、公聴会はどういう位置付けか。説明会と公聴会の整合

をつけておいたほうがよい。

(事務局) 条例では、準備書段階において、事業者が開催する説明会と県が開催する公聴会を行っている。概要書段階で事業者の説明会を開くなら、県の公聴会もということになるかもしれない。

(委員) 公聴会を開く条件は何か。

(事務局) 意見の陳述の申出がある場合に開くこととなっている。

(委員) 関心を持っている市民に対して、こういう調査でこういう結果だったというのを事業者が説明会で説明し、理解を求める。そのため事業者と市民のやりとりがあると思う。一方、公聴会は県として事業者に対しての意見を言うにあたって、県が情報収集をする。その時に反対があれば、こういう公の場で聞く仕組みとして入れたということだろうと思う。

(委員) 公聴会の開催の必要性とか義務は規定されていないのか。

(事務局) 法には規定がないが、県条例では県が知事意見を作るにあたって、公聴会を開催することが規定されている。

(委員) パブリックコメントとは少し違うのか。パブリックコメントなどで代用できないのか。

(委員) 縦覧を行って意見を受付けるので、パブコメに相当するものは行われている。

(委員) 公聴会の出席者はどのくらいか。

(事務局) 淡路風力の時は、公聴会を開いたが陳述者は1名であった。

(委員) 問題なのは、そこまで必要かということか。法律で定められていないのに。

<要約書>

(委員) 準備書や概要書をどうやって読むかの説明を受ける。そこで要約書が必要になるのではないか。市民は、説明なしではとても読めないということだろう。しかもコピーもできないとなると難しい。

(委員) 要約書と本編とでは、読む人の意図が違うのだろう。要約書は全般的にオールラウンドにみるときに使い、疑義がある部分について本編で確認するのではないか。

(委員) 法の要約書はどのようなイメージのものなのか。

(事務局) 50ページ程度のものである。これとは別に事業者は、事業のあらましのパンフレットを作っている。

(委員) 要約書を実際に作るにあたってはどのようなものなのか、ある程度イメージしておく必要がある。その上で、こういうものならいい、これならいいとかいうことになる。

(委員) 概要書の要約書ということになると、言葉がおかしくなる。概要書という文言を法に合わせて方法書に変えられないか。

(委員) 文言を変えるだけでいいのならいいが。

(委員) この際、変えられるものは議論して変えてもいいのではないか。今日はこのようにご意見をいただいたので、また整理して、次回検討としたい。

(事務局が資料9～10によりその他の事項について説明)

(委員) 政令市が事業者に直接意見を言う時、知事も意見を言うのか、言わないのかも考えて

おく必要がある。

(事務局) 地方分権の推進という趣旨から、政令市の直接意見提出が定められた。その場合、知事は意見を出すことは「できる」ということとなっている。イメージとしては別々2本立てで意見を言うというもの。

(委員) 2本立てだけでも、県として市とは別に意見を出したいというのものもあるだろう。ただ、市の市長意見の形成プロセスに県が参画するというのも、あるのではないか。県で審査会を通して、きちんとした手続を経て意見を出すという考え方と、そこまではしなくていいという考え方があるだろう。こういったことも含めて、検討されるのがよい。